

# 欧州の有機フッ素化合物 (PFAS) の法規制について



PFAS (ピーファス) はペルフルオロアルキル化合物およびポリフルオロアルキル化合物のことで、人工的に合成された有機フッ素化合物群の総称です。PFAS は耐水性、耐脂性、防汚性などに優れた特性を持つため、コーティング剤、界面活性剤、表面処理剤など様々な用途に使用されてきました。しかし、PFAS は難分解性及び生物蓄積があるため問題視されています。

欧州では欧州 POPs 規則と REACH 規則により製品中の PFAS 規制が行われています。欧州 POPs 規則は、国際条約である POPs 条約の決定に対して具体的な規制内容を示したものです。REACH 規則は欧州の化学物質管理における法規制です。

## 【PFAS に関する欧州の規制について\*】

2023 年 12 月時点

	有機フッ素化合物 (PFAS)							
	PFOS	PFOA	PFHxS	PFCAs	PFHxA	PFBS	PFHpA	全 PFAS
欧州 POPs 規則	2010 年 付属書 I	2020 年 付属書 I	2023 年 付属書 I	-	-	-	-	-
REACH 制限物質 (付属書 XVII)	-	-	-	2023 年 2 月 施行 (C9-C14)	提案中	-	-	提案中
REACH 高懸念物質 (SVHC)	-	2013 年 SVHC 追加	2017 年 SVHC 追加	2012 年 (C11-C14) 2015 年 (C9) 2017 年 (C10) SVHC 追加	-	2020 年 SVHC 追加	2023 年 1 月 SVHC 追加	-

\*表中に記載のない PFAS についても規制されている場合があります。詳細は各規制等をご確認下さい。

	規制	適用除外となる濃度
PFOS	欧州 POPs 規則	物質・混合物:10mg/kg 以下、成形品:0.1 重量% 未満
PFOA		物質・混合物中・成形品:0.025mg/kg 以下 関連物質合計は 1mg/kg 以下
PFHxS		物質・混合物中・成形品:0.025mg/kg 以下 関連物質合計は 1mg/kg 以下
PFCAs	REACH 制限物質 (付属書 XVII)	物質・混合物中・成形品:PFCAs 及びその塩は 25ppb 未満、関連物質合計は 260ppb 未満
PFHxA (提案中)		物質・混合物中・成形品:PFHxA 及びその塩は 25ppb 未満、関連物質合計は 1000ppb 未満
全 PFAS (提案中)		個別の PFAS (ポリマー除く) 25ppb 未満、複数の PFAS (ポリマー除く) 250ppb 未満、ポリマーも含めた PFAS 50ppm 未満

\*表中以外にも適用除外となる事項があります。

SVHC の対象物質については、0.1%を超える場合に情報伝達の義務があります。

表中の詳しい内容や PFAS の用途などについてまとめたものを小冊子として発行しています。ご希望の方は[当社ホームページ](#)又は右の QR コードよりお申し込み下さい。

小冊子お申し込み



お問い合わせフォーム



詳しくは、当社 営業担当 又は 分析担当者 **佐藤 (亮)**、**長谷川 (フリーダイヤル 0120-01-2590)** まで、お気軽にお問い合わせください。右の QR コードからもお問い合わせができます。

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第 20 条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤アスベスト分析
- ⑥絶縁油中の PCB 分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壌分析・建設発生土(残土)分析

